



(写)

令和5年8月23日

長野労働局長

久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和5年8月7日付け長野労発基 0807 第1号をもって貴職から諮問のあった下記3業種に係る、最低賃金法第21条の規定に基づく最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

記

- 1 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金
- 2 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- 3 長野県各種商品小売業最低賃金

ただし、専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと



(写)

令和5年10月23日

長野労働局長  
久富 康生 殿

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢



長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年8月23日付け長野労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のと通りの結論に達したので答申する。

## 別紙 1

長野県各種商品小売業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 各種商品小売業

(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が各種商品小売業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間950円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月31日（指定日発効）

## 別紙 2

### 次年度以降のあり方について

各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度、特段の事情がない限り必要性の審議において「必要性なし」とするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても労使双方が意見をかわすこのような部会は重要であり、「必要性あり」で部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する。

(整理番号 2315)

**長野地方最低賃金審議会**  
第2回各種商品小売業専門部会 議事録

令和6年2月22日公開

開催日時 場所	令和5年9月29日 13時22分～14時35分 長野労働局 1階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
<p>○古畑賃金室長</p> <p>それでは、定刻より少し前ですが、皆さんお揃いになりましたので、長野地方最低賃金審議会長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の第2回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員9名中9名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者がありませんでしたので報告いたします。</p> <p>各種統計資料につきましては、資料No.6から8まで、本日時点における最新の状況等の資料を配付させていただいておりますので、ご確認ください。</p> <p>まず、No.6は月例経済報告(令和5年9月26日)内閣府です。No.7は最近の雇用情勢(令和5年8月分)長野労働局です。No.8は使用者側委員から要望のありました、各労働局の特定最低賃金各種商品小売業の審議状況を「特定最低賃金 各種商品小売業 審議状況」としてお示ししています。</p> <p>今後の審議における資料にさせていただければと思います。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして昆部会長、よろしく願いいたします。</p> <p>○昆部会長 お願いいたします。</p>			

本日より各種商品小売業専門部会の具体的な金額審議となります。本年度は物価高、あるいは原材料・エネルギーコストの上昇等、労使双方にとって様々な大変難しい状況の中での議論をお願いすることになると存じます。

また、加えまして、答申にございました専門部会において、次年度以降の在り方についても審議を十分に尽くすことという点がございます。こちら、特定最低賃金検討小委員会の議論におきましても、次年度以降の在り方についての議論はございましたが、やはり専門部会の現場により近く現場のことを御存じの委員の皆様方に十分に議論を尽くしていただき、次年度以降の在り方についてお決めいただくのが適当であろうといった議論がございました。

つきましては、金額とさらに次年度以降の在り方という大変難しい議論もお願いすることになると思いますが、どうぞ双方十分に御議論いただき、労使にとって少しでもよい方向で結論に至ることができるようよろしくお願い申し上げます。

議事に入ります前に、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則どおり公開としております。第3回以降の各専門部会につきましても原則公開とし、率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の場合は、部会長の判断により非公開といたします。

また、当部会における議事録確認委員につきましては、労働者代表委員、大久保委員、使用者代表委員、笹委員をお願いいたします。

それでは次第に沿って進めてまいります。

まず議題(1)の各種商品小売業最低賃金の改正審議についてです。

昨年度の部会長報告書は資料 No. 3、会長名の答申文が No. 4、今年度の必要性の答申文が No. 5 として配付されておりますので御覧ください。なお、No. 5 の必要性の答申文の記の3に、特に、ただし専門部会において次年度以降の在り方についても審議を十分に尽くすことと答申されておりますので、この点も含めて審議をお願いします。

部会長報告書及び答申文の別紙を見ていただきますと、改正決定に関する項目として、1、適用する地域、2、適用する使用者、3、適用する労働者、4、前項の労働者にかかる最低賃金額、5、この最低賃金において賃金に算入しないものとあります。この4の金額以外の事項については昨年と同じとしてよろしいということについて、まずお諮りいたします。

御質問、御意見等ございますでしょうか。

○中村委員

今部会長の方から、審議会の答申の中でただし書きがある部分について、それを含めて議論せよというお話でございましたけれども、私の方から、まずそれを審議した上で改正決定の協議を賜りたいというふうに思いますが、よろしく申し上げます。

○昆部会長

ただいま使用者側からの御意見につきまして、労側はいかがでしょう。

○大久保委員

今おっしゃっていることというのは、先に答申文にある十分に審議を尽くすといったところを先にやるということでしょうか。

○中村委員

そういうことです。

○大久保委員

すみません。一応予備日も入れて3回ありますけれども、その中でまず我々がやらなければいけないのは金額の審議の方の優先順位が高いと思われま。なので、先に金額を決めてから、残った時間で話し合いをするべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○中村委員

いや、違います。優先順位が高いのは必要性の部分であって、その後に改正決定の部分があると理解しています。

それはなぜか。前回の昨年度の審議の中でもちゃんとお話をした内容であります。その部分について、審議会の中で御指摘をしたところ、それは昨年度までは公開ではないというようなことで、議事録は取っていないということで、そういうような流れがないようであるという場でもう一回確認をして議事録に残すというお話の中での話でございますので、そういった部分を最初に片づけた上で、今回はやむなしということで必要性の協議に入りますけれども、そこを承知したということでございますので、よろしくお願ひします。

○昆部会長

ただいま先に在り方の審議をするべきとの御意見をいただきましたが、それに加えて、1～5の、4の金額以外の事項については昨年と同じとしてよろしいかというところは、こちらは。

○中村委員

それはよろしいと思います。

○大久保委員

そちらについては、結構です。

○昆部会長

承知いたしました。では、金額以外の項目につきましては昨年と同じということで意見の一致を見たということにさせていただきます。

それでは、金額について、ないしは今御発言いただきましたように、在り方の審議について進めさせていただきます。

○中村委員

ちょっと待ってください。それは最初にそちらのほうを結論づけた上で協議に入ってもらいたい、そういう趣旨でございますので。

○昆部会長

では、まずその在り方を先にするかどうかというところを決定していただいて。では、そこも含めて、今御発言いただいたところもあるかと思えますけれども、労使双方から基本的な考え方を発表していただいて、まずよろしいでしょうか。

○大久保委員

すみません、それはもう今の金額の審議が後回しになるということですか。

○昆部会長

いいえ、その金額の審議を後回しにするかどうかも含めて、基本的な考え方を伺おうかと思ったですけれども、もしも先にその審議のほうをしたほうがよろしいというのであれば、そのように進めてまいります。いかがいたしましょうか。

○大久保委員

議事録に残されるのが公開でないと残らないからという理由で、先にそれをやりたいという中村さんの。

○中村委員

それは私が発言したのではなくて、審議会の……

○大久保委員

今主張されている大本になるところは、議事録に残したいので……

○中村委員

いいえ、違います。そうではなくて、改正決定の申出があつて審議をしましょうという前段のところ、まずは必要性を詰めるべきではないですかという御発言をしたところ、それは部会の中でやってほしいということですね。

○大久保委員

順番まではそこでは話されていません。

○中村委員

まずそちらのほうを最初に話をしたほうがいいですよ。



○大久保委員

先ほど私は言いましたけれども、まずこの場というのは、必要性ありに一応なっています。金額を先に決めるべきではないのでしょうか。

○中村委員

そうは思いませんので、そう私が発言しているということです。

○昆部会長

今の議論につきまして、労使の皆様方からほかに何か御意見等ございますでしょうか。土井委員、よろしく願いいたします。

○土井委員

そもそも小売業を別立てで最低賃金を決めるというのは、何のためなのか、私には分からないなと思いました。ですから、今後の在り方を先にお話ししていただいたほうが合理的ではないかと思います。

というのは、考え方としては、小売業を別立てで考えてこういうことを、雇用者側としては、私としては意味を感じませんので、その議論というのは、あまり意味がないのではないかと思いますので、先に別立てで決めたほうがいいのか、つまりこの会の必要性があるかどうか、こちらからお話ししていただいたほうが、合理性が高いのではないかと思います。

○昆部会長

今の御意見につきましていかがでしょうか。もし何かございましたら。

○中村委員

つけ足して言わせていただくなら、その必要性のところを議論しましょうというふうに申し上げたときに、必要性について申出書はありました、確かに。確かにそれはありましたけれども、そこの必要性の理由、なぜそれをやる必要があるのか。こういう状況の中でそれをやる必要があるのかというところについてお話をいただいているという理解でございますので、そういうところも含めてお話をいただけないと、なかなかこの審議に入れられないということだと思います。

○大久保委員

繰り返しの発言になりますけれども、まず我々が集まっているのは、各種商品小売の産別の最低賃金というところの金額について論議しましょうというところが大本にあってこの会が開かれています。

その中に申入れというか、答申の中で去年の今説明された中でもそういったところがあるので、きちんと話合いの場を持ちましょうというところで、私のほうも承っています。その話合いというのには、当然話合いをすると答申文に載っていますのですけれども、

順番の部分からすると、この話は簡単な話じゃないと思うのです。おそらく長引くのではないかというのが想定されますので、それを先にやってしまうと肝心の金額が決まらないということになってしまわないかというところに懸念があるというお話をしています。

○中村委員

金額を決める云々ではなくて、協議をするところがこの審議会の部会の使命だと思いますけれども、それが前提だと思っているのですね。

○大久保委員

中村さんがそれを前提だと思われてここに臨まれているのは分かるのですけれども、そもそもこの会議で決めなければいけない優先順位の話を見せていただいています。

○中村委員

優先順位は何度も申し上げているように、必要性がある・なしをまずやった上で、今年の方を決めましょうということではないのですか。

○山本委員

私から確認させていただきたいのですけれども、まず、今年の審議に関しては必要があるということで今ここに臨んでいるということからすると、私の理解になりますけれども、少なくとも948円という県最賃よりは1円は上げなきゃいけないと、ここでそういう結論を出さなきゃいけないという理解なのですけれども、それでよろしいですか。

○柘植労働基準部長

そのとおりですね。8月の審議で必要性がありとなりましたので、それが大前提です。今日つけさせていただきました資料8を見ていただくと、今回の今年度の審議で必要性がありとなったのは青森と長野だけですが、青森と長野が必要性ありで審議をするという選択肢を選んでいきますので、ステップが次に上がっています。

よそは必要性なしか、もしくは申請取下げとなっているから、青森と長野については審議をするというステップになっています。

○山本委員

分かりました。おっしゃっているのは来年度の必要性のお話という理解ですね。

○柘植労働基準部長

そういうことです。

○山本委員

今の審議はここでプラス1円は少なくとも上げないということを前提にしても、来年の必

要性の話に関しては先にしたいという御趣旨ですか。

○中村委員

そうです。その納得をしない限りは、今年度は入らないということです。

○大久保委員

それはどうなのですか。必要性あり……

○柘植労働基準部長

はっきり言って必要性ありなので、審議をしなきゃ駄目なのです。

○中村委員

審議はしますよ。

○柘植労働基準部長

それは前回、公労使皆さん手を挙げていますので、長野と青森が、それはもう手続として。

○中村委員

それは多数決でしたね。

○柘植労働基準部長局

でも全会一致でした。皆さん全員手を挙げていましたので。よそはそうではないので、もう審議をやっていないのです、青森と長野以外は。

○吉村委員

でも、そもそも論として、今年は必要性ありということで集まっているのですから、必要性があるかどうかということも審議の中でまた考えるという形でやったほうがよろしいのではないですかね。

むしろ審議をしていく中で必要性云々ということも分かってくると思うので、もしどうしてもそれを最初に議論したいというのであれば、まず、ここはちょっと調整するしかないですね、一旦出ていただいて。そのかたくなな態度を崩さないのであれば。

○昆部会長

そうですね。進行に関することでもありますし、今、どちらを先にするかところについては、この場に出てきた議論でもございますので、労使双方でお考えを話し合っただけでまとめていただくということも必要かと思しますので、一度相談の時間を取らせていただいてもよろしいでしょうか。

## < 個別協議 >

### ○昆部会長

では、再開させていただきます。

議論の順番として、まず先に在り方を審議するべきか、金額を決めるべきかという議論がございましたけれども、今それぞれ御相談いただきまして、どのようなお考えか、いまいちど労使双方にお伺いしたいと思います。

労働側はいかがでしょう。

### ○大久保委員

あくまでも、先ほども言いましたが、金額のお話を先に進めるべきだと思います。その中で、必要性あり・なしといったところの情報も当然出てきますので、そういうやり取りを踏まえて金額が決まった時点で、来年度の方向性というところについて話し合うほうが、効率がいいかと思われま。

### ○昆部会長

使側はいかがでしょう。

### ○中村委員

相談したところ、そもそも論を最初にすべきかな、と思うのですが、審議として今年度の金額の部分をやった上で、それを含めたそもそも論ということで、しっかり時間を確保してもらうというような観点で進めていただければよろしいのではないかとまとまりました。

### ○昆部会長

では、労使双方とも、まずは金額について審議するという事で意見の一致を見たということになります。

それでは、金額についての審議に入ります。

まず、労使双方から基本的な考え方を発表していただいてから、審議を進めることといたします。つきましては、まず労働者側、次いで使用者側の順で御発言をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、労働者代表委員から発表をお願いいたします。

### ○大久保委員

では私のほうから、まずお話をさせていただきたいと思います。

まず一つ、情勢の部分の話からさせていただくと、景気の部分とかもあるかとは思いますが、そもそもまずコロナ感染症ということで、ここ3年間、非常にいろいろなものが停滞して制限がかかっていたという状態です。ただ、5月に5類へ移行しまして、インバ

ウンドということで外国人の方、また中国の人は処理水の問題でちょっとという話を聞いていますけれども、インバウンドは確実に戻りつつあるというところで、今まで規制のためになかなかお仕事が、例えば旅行業であったり、飲食業であったりというようなところで仕事ができずというところでほかの業種を選ぶということで小売業を選んで転職していただいていた方もいたのですけれども、だんだんと離れて元の職業に戻られる方も非常に多く見受けられるようになってきているところです。

昨今のところはニュースでもよく言われていますけれども、少子高齢化といったところで、高齢層がどんどん増えているというところで、今現場の労働者もだいぶ高齢化が進んでいます。これは私の企業だけではなくて、おそらくいろんな企業で言えることかと思われまます。そういった状態で若い世代の労働力というのが非常に枯渇して、どの業種からも若い労働力や、その労働力も含めて、取り合いになっているというような現状かと思われまます。

このまま何もしないでいきますと、非常に悔しいのですけれども、小売業というのは人気のない仕事だということがよく言われていますし、データでもそういったところが出ています。ですので、きちんとそういったところは差別化をして、少しでも優位性を持たせるということが必要ではないかいうところがあります。

でないと、このまま減少を、手をこまねいて見ていますと、今はそれで生き延びるかもしれませんが長い目で見たときに労働者がいなくなってしまうと。先を越されてしまうのが小売業になってしまわないようにというところで、注意喚起をしていきたいというところではあります。

なかなかお話の中で、物価高や、エネルギー高というのも非常に影響を受けています。ただし、これまでお話をさせていただいた中で、過去幸先の不透明さとかというところで内部留保をされるところがだいぶあったのも見受けられていますし、非常にカツカツだということでもあるのですけれども、コストをちゃんと売買に転嫁していかなきゃいけない時代がもう来ていますというのは、一つ言えるのではないかというところではあります。

企業経費をコントロールするのは当然ですが、そこを切り詰めてコスト削減というところの時代では、もう昨今なくなってきているところは訴えさせていただきたいと思っております。

私が全部しゃべってしまうと、ほかの方がしゃべることがなくなってしまうので、樋口さんのほうから。

#### ○樋口委員

審議委員の樋口と申します。よろしくお願いたします。

私のほうから、今、大久保さんがお話しされたことにプラスで、現場に携わる人間として、今の現場の状況を踏まえながら御説明させていただければと思います。

まず小売業というところにつきましては、コロナ禍でエッセンシャルワーカーという立場でありながら、自分たちではプライドを持って業務をさせていただいている中ではあるのですけれども、やはり近年、他社様でもそうだと思うのですけれども、かなり問題になっているのは人、人員数というのはすごくポイントになっているのかなというところで、いわゆる

他業種への離職や、新規採用といったところがなかなか進まないという現状があるように伺います。

特に新規もそうですが、離職というところではこのコロナ禍でかなり進んでしまっているのかなという印象がありまして、例えば、先日頂いた資料の13の統計表などを見させていただきますと、おそらく離職に関わっていたとは思いますが、所定外労働時間が規模5人以上、規模30人以上の企業様におきましても、やはり卸・小売の業種というのが他業種に比べて指数が高いのかなと思います。

これは所定外が増えているということは、おそらく人が減って、その分残った人たちへの業務負担が増えているのではかというところを踏まえると、今度その業務負担がかかった方たちが離職をしてしまう。これが負のスパイラルとなってどんどん人が少なくなっていってしまう。しいては、先ほど大久保さんがおっしゃっていましたが、最終的には人がいなくなってしまって企業として成り立たなくなってしまうのではないかという懸念は持っております。

そういった意味でも、やはり今回の最低賃金といったところはしっかりと議論させていただいて、将来の小売業につなげられるような議論ができればというところで、本日臨ませていただいています。以上です。

○昆部会長

よろしいでしょうか。

どうぞ。

○小林委員

小林と申します。よろしくお願いたします。私も現場で働く一人の声として、今日は述べたいと思っております。

私も今、店舗の総務というところでお仕事をしておりまして、その中で教育と採用のほうもさせていただいております。現状、小売業というのは、やはり長野県の皆様の食卓と生活を守るということと、あとは社会的インフラとしての機能も持っているというの、そんな観点からして営業時間も長いということが事実です。

その中で、採用をかけていけど、なかなか募集に来ない。本当に慢性的な人手不足というのは、小売業だけでなく、一般的にもそういうふうに言われてはいますけれども、その中で特に小売業に関しては、なかなか採用に至っていないというのが現実です。

そういった採用難、人手不足の中で、私はイオンなのですが、イオンの中でも今年度から制度を変えました。やはりパート社員に関しては65歳定年、その後はGGパートナーとして70歳まで雇用ということだったので、今年度から、シニアGGパートナーという制度が新たにできまして、70歳から75歳まで雇用をする。また時給月給社員に関しても、エルダー社員というものが増えまして、その中で65歳定年を70歳まで引き延ばし、やはり本当に年齢の高い方たちも頑張っていただかないと、もうお店が回らないというのが現状です。

本当に小さな塊でいいますと、同じスーパーの中でもそれぞれの売り場があります。売り場によっても賃金は違うのです。それはどうしてかということ、採用によってなかなかレジ、お金が集まり、お客様と最終的に接客に関わる場所に関しては、なかなか応募が来ないので、イオンの中でも賃金をプラスして加給しています。

水産とかデリカに関しても、油を使い、匂いとか、魚とかいろいろありますよね。そういうものによって賃金を変えております。

ですので、この必要性あり・なしということよりも、そういった面の現状を知っていただきたいと思います。

以上です。

#### ○昆部会長

次に、使用者代表委員から発表をお願いします。

#### ○中村委員

中村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、基本的な考え方ということですが、事業者の現状ということから入りたいと思います。総括として発表します。

新型コロナの影響がありますので、これは当然のことながらゼロゼロ融資の返済がピークを迎えているという中で、業績の回復がやはり遅れてきていますので、そういったところは特に元金の返済、利払いの負担、これは倒産になっていくおそれが多々ある。倒産も、小売業含めて増加してきているという状況。さらに水道・電気といった光熱費、特に資材費ですね。原材料高の上昇が厳しくて、資金力が中小企業は乏しいので経営を直撃している、これは現状であります。

また、人材を確保しなければいけないということで、無理をして賃金を上げている、初任給を上げる、それから獲得のための募集をかける、そのために資金繰りをする、そこに圧迫をしていくということで、かなり悪循環になってきているのが実情ということであります。

一般的な調査からいくと、確かに回復はしてきているということで、全産業ではマイナスは前期よりも縮小はしてきていますけれども、小売に関しては三角です。しかも来期、いわゆる冬ぐらいままでの間も三角が続いているということで、回復が遅れているというのが状況でございます。

特に、関東地域の中でも長野県は悪くて、非常に遅いということで、光熱費等の値上げも想定されるので、利益率の利幅が非常に少ないということで、ほとんど利益が上がっていないのではないかとこのくらいだと思います。

そういう中での状況ということですが、特に小規模、私が預かっているのは小規模の事業者です。本当に大手さんじゃないところが小売というのは本当に厳しいという状況でありまして、ほとんど改善の方向にはなっていないという状況だと思っています。

そういった中で、私どもも定点観測調査をしています。価格高騰は相当厳しいということで、価格転嫁の話、今話がありましたけれども、非常にしにくい状況。特に小売の場合は生

活に直結する品物を扱っていますので、それをする転嫁しろといったってそれは難しいです。

価格転嫁の場合には、いわゆる原材料費や何かはできる可能性はありますけれども、コストとか、今の賃金のそういった部分については転嫁しにくいです。どうやって転嫁するというのは非常に難しいところなので、なかなか理解が得られないというところの事情もあろうかと思います。

そういった中で賃上げの状況、また価格転嫁の状況からいきますと、全国の状況で小規模のところを調査すると、長野県でも調査をしていて、価格転嫁については、確かに7割ぐらいがなっていると、できていると言っています。これは大企業が中心でございまして、小規模にスポットを当てた場合には5割以上が転嫁できていないのです。しかも、ほとんどこの春に賃上げができていないかというところできていないのです。

それがなぜかというところ、人件費以外にコストがかかっているから、なかなか上げられないという状況でございまして。

そういった中、私もやはり小売業に出向いて、幾つかヒアリングをさせていただきました。一つはガソリンの小売業なんかは本当に厳しい。これは回復基調に、日銀とかは言っていますけれども、全く二極分化して、大手、そこにぶら下がる下請、これはいいです、これは。だけれども地場の産業の持っている事業者なんかは本当に厳しくて、とんでもないという話です。しかもガソリンですから、売上は全く安定していませんから、全く収益になっていないのです。そういうところで賃金をどうやって出すか苦慮している。

国の補助金が延長されるというような話もあって、これは消費者向けですから、むしろ元売り、元売りはいいと思います。しかし小売のほうにいかないのです。ここからどうやって賃金を出すか、従業員をどうやって養うかというところに来ていると、もうぎりぎりの選択です。しかも私が聞いたところは、市部近郊じゃなくて中山間地です。そこで2軒しかないところはもう1軒倒れるぐらいの状況だということで、それがなくなっちゃったらどうするのですかということです。価格転嫁できないです、賃金の部分は。そういう状況で、これ以上賃金賃上げは反映できなくて、物で渡すかという感じなんです。そういう状況になっているので、1円、2円がいいという感じは全然ないと御理解いただきたい。

もう一方、パートを雇っている小売業の方にも聞きました。ネット販売で何とかコロナ禍は乗り切ったということだとは思いますが、今、原材料高で相当上がっていて、特に資材費、これが酷い。最低賃金が今のところ920円の時間給でやっていますけれども、948円なんてとんでもないという話です。これに対応するときどうするかといったら、やはり総額は変えないでお休みを取ってくださいという感じになってしまうと。これは全く意味が違わないですか、最低賃金の。そういう状況だということも御理解いただきたいということです。

そうした上で、部会長さんのほうから、在り方の議論も含めてということでございまして、私のほうで申し上げますけれども、ここで少し触れますけれども、そういう意味からいくと、948円という県の最低賃金も相当高い金額だという理解の中で、やはり小売に特化した形で改正決定を行う必要性は全くないと理解をしまして、その理由は幾つか挙げられますけれども、まず、原材料高の部分は申し上げましたけれども、特に消費者物価以上に



企業物価指数が上がっているのです、そういった部分のこと。それから、価格転嫁が難しいということも申し上げました。

また、資金調達をして、就業調査なんか行っても全く意味がなくなっちゃう。国が中小企業等に支援策をやる、そういうふうに言っても、これは実効性が上がっていると思いますか。これから経済対策を打つっていても、じゃあ国会審議して、1月、2月に上がって実行に移すのは2年後、3年後です。それを10月から上げなさいといたって賃金は上がりません。ということと、もう一つ他県の状況を御覧ください。必要性なしというところが多いじゃないですか。というようなことから、やはりそこら辺は御斟酌いただきながら、しっかり在り方を、在り方というのは、必要性はないという認識の下に今年度審議に入りましたけれども、そういう状況の中で御理解いただければと思います。

以上です。

○昆部会長

使用者代表委員の皆様から、ほかにございますか。

○土井委員

では、私の方からお願いいたします。

今、中村委員がおっしゃっていただいたので、つけ加えというか、本当に現場で小さな、小さな中小企業なんていうものではない、零細企業を営んでいる私のほうから申し上げたいと思います。

先ほど内部留保というようなお話をされていたかと思います。いや、もうそれ、どこの会社ですか、うらやましいとつくづく感じました。大手さんは、きっとそういったことができるのかもしれませんが、大手さんは、ではそれを何のためにそのようにしているのか。そういうこともお考えに成られたらいかがでしょうか。

私どものように、本当に自転車操業をしているようなところは、今月分のお給料を来月の10日に出すに当たって、とにかく遅らせてはいけないと思って、毎月毎月、実は月末なんてここで私のはのんきにしていられるような状況ではございません。ですから、一律に同じ金額で、948円も大変だなと思いながら、そこに大手さんと同じようにプラス幾らみたいな話になりますと、もう本当に、先ほどおっしゃっていたように、とにかく社員さんたちは一刻も早く帰っていただく、あとは私が片づけておくからというような、残業の分を出してあげられないという状況でございます。

ですから、ルールとしてここで決めなくてはいけないのであれば、それは極力、私は決めたくないですし、同じでいいのではないかと思いますし、それからそこにプラスというのはそれぞれ個々の企業の状況でおやりになられたらどうでしょうか。最低賃金もここでまた上げてしまったら、もう零細企業はやってられません。その辺もお含みいただきたいと思います。

それから、コロナで小売に少し人が流れていらした、そしてコロナが明けてから元の職業に戻っていった、これは当たり前のことです。自分が好きで就いた仕事、そして小売のほう

に行ってみたけれども、やっぱり自分はこれじゃなかったと思って離職していくのは、私は当たり前だと思います。それは金銭的な問題ではないのではないのでしょうか。

それから、今の若い子たちは、何で仕事を決めるか御存じでしょうか。私は若い人たちと一緒に働いておりますけれども、好きな仕事だから、職場環境がいいから、人間関係がいいから、これで今の子たちはお金だけではないです。決して高級な車が欲しいわけでもないし、高級な時計が欲しいわけでもない。ですから、一概に離職しているというのは金銭的な問題だけだとは思いません。

それから高齢化。これは、私はすばらしいことだと思います。65歳、70歳、どんなに年を取っても勤めていただける方がいる。そして雇用してくれる雇用主がいる。すばらしいことじゃないでしょうか。

あと、いろいろな国の補助金が出ます。でも、私もトライしたことが何回かありますけれども、その補助金を頂くための労力。今やらなければいけない仕事がたくさんある中で、プラス補助金の申請をする。これはもう並大抵のことじゃございません。私はいつも日曜日にパソコンを家に持って帰って行って、従業員さんたちにも休んでもらいたいから自分で全部やります。それを考えたら、その補助金があるからいいじゃないかみたいな考え方はおやめいただきたいと思います。

以上でございます。

○昆部会長

笹委員、何かございましたら。

○笹委員

お二人がほとんどおっしゃったので、私からは特にないのですが、一番大切に考えているのは、バランスを取ることが大切だなと思っていて、賃金のほうに目が行き過ぎているのではないかなと思っています。企業もいろいろ今努力もして、人手不足などこも同じだと思いますので、機械化したり、システムに投資したりしながらいろいろやっているのですが、そこら辺のバランスが、今、賃上げのほうにばかり行き過ぎているのではないかと。企業も決して従業員の方々がいてこそその企業ですので、お金を出したくないとかそういう気持ちは、一部の人はあるかもしれませんが、そういったときに、やはり働く職場をきちんと守るとというのが一番企業としての責任だと思うので、そこら辺のバランスが崩れてしまうとよくないと思っていますので、

そこだけです。

○昆部会長

ただいま労使双方から基本的なお考えの発表がありましたが、それについて質問、御意見らございましたらお願いいたします。

○大久保委員

土井さんから、私の発言について御意見をいただきましたけれども、内部留保の件に関しては、これまで過去も審議委員をやっていたもので、審議をする中で、使側の方が内部留保とか言いませんけれども、行先が不透明なので備えておかなければならないのでおいそれとは上げられませんよということを内部留保という発言をさせていただいたので、そこは誤解のないようにしていただきたいです。

それと、個々の事業所でやるべきだというのは一理あるとは思いますが。ただし労働組合とかがあるところに関しては、労使の間でそういったところの話合いもできるのですけれども、労働組合もない中小とか零細と言われてるところ、そういう表現はよくないのですけれども、そういうところに関しては、誰かが上げてあげないと使用者側が上げると言わない限りは上がらないのですね。なので、そういった意味で、個々のオリジナリティというところでお給料に先ほどバリエーションがついたりとか、手当をつけたりというのは大事なことではあるのですけれども、底上げという意味でそこはやっていかなければいけない。それが最低賃金の考え方の一つでもありますので、そこはまず一つ御理解をいただきたいなというところではあります。

続けてすみません。中村さんからヒアリングをした御意見をお話いただきましたが、一つはガソリンスタンドのお話だったのででしょうか。

○中村委員

そうですね。

○大久保委員

各種商品小売のお話で、ガソリンスタンドは各種商品小売ではなく、せっかく話はしていただいたのですが、話の論点がずれてしまいそうなので、あたかもそっちのほうの話みたいな形でされると、混乱を招かないようにそこは確認させていただきました。

以上です。

○中村委員

今の点で、労使の間でという大久保委員さんの話がありまして、中小・小規模事業者のところの組合のないところの話、なので県の最低賃金が948円まで上がっているのではないかなと思うのですけれども、それは相当上がっていると思うのですけれども、小売のところは去年は910円だったと理解していますが、それが948円になったって、相当上がっていると思うのですけれども、それでもまだ違うのかということと、そこに特定してまたさらに上げる必要性がどこにあるのかという、その理由を教えてくださいたいのです。

○大久保委員

おそらくそれが必要性あり・なしの話にもなっていくと思うので、これでどんどんお話を重ねさせていただければと思います。

まず、特定最賃の考え方の一つとして、原理原則、ほかの産業よりは差をつけなければい

けないというところに関しては、人材の確保であったり、人材流出とか、技術者であったり、知識者であったり、そういう経験者をきちんと囲っておきたいというのが一つあって、そういったものがされていますよというのが一つあります。

特に小売業に関していうと、よくない表現になりますけれども、昔は土農工商という呼ばれ方をしている中で、非常にほかの産業と比べても小売業のお給料というのは低めの設定でされたままずっと続いているというのが実情です。実際に製造業の人たちと比べてみても、やはり低いというのは事実であるところです。

そこに対して少しでも、確かに40円今回上がったというのは、個人的な意見としてはすごく上がっているというのは分かります。ただし、ほかのみんな足並みをそろえて上がってしまっているという中で、その格差というのはきちんと埋めていかなければならないというのが、この最低賃金の中の考え方としてあります。

そして長野県のお話になってしまうのですが、長野県の特定最賃は、今回稼働しているのは、三種類ありますけれども、その中でもやはり各種商品小売業が一番下の金額でやっています。活動の目標の一つとしてはその差を少しでも縮めようというのも活動原理の中にあつたというところもありますので、そういったところがまた差が開いてしまうというようなことであれば、そこはきちんと追いかけていかななくてはいけないということで、最低賃金として、特に特定最賃として人気のないところであるからこそ、残すべきというところで審議をしてきたつもりです。

#### ○中村委員

それは人気じゃなくて、仕事の中身によってというような考え方もあると思うのですが、今の格差を埋めるというところで、いろいろな職種とか働き方がある中で、いわゆる小売の部分の額が決まり、ずっとこういうふうになってきているのかなと思いますので、その平均というか、それを取った上での状況になっているのではないかなと。その製造業とか研究職とか、そういったところとはまた性質が違うのかなと思いますけれども。

#### ○大久保委員

そこも一理おっしゃるとおりの部分はあると思います。本当に専門性の高いところというのは、ちゃんと高い賃金は保障されなければならないと思いますが、だからといって小売業で働く皆さんの賃金が、今の賃金でいいかという話とはまた別の話だと思います。

笹さんなんかは我々と同じ仕事、業種をされている方をずっと見てきていらっしゃるのだから分かりますけれども、どう思いますか。仕事の内容について、今の賃金と折り合っているなと思われませんか。

#### ○笹委員

昔に比べて折り合ってきている。

#### ○大久保委員

最低賃金が上がってきたからということですよ。上げてこなかったらそういうことなのです。今回も40円も上がっているの、かなり上がって、去年も31円上がっていますし、この上がり幅で大分ベースは上がってきてはいます。ただし、それはあくまでベースで、ほかの皆さんも上がってきているので、対比したときに関しては、やはりまだまだ低いと言わざるを得ないというのが現状として残っています。

○笹委員

ただ、小売業もいろいろ種類があるので、一概に何とも言えないところが正直言っているところ、あまり極端に上げると、それについていく体力のある企業はいいですけど、ないところはやっぱり、ここ数年で100円近く上がってきていますから、そこはもうちょっと検討する必要があるのかなと。上がる分には、私もそうですけれども、みんなもうれしいと思いますけれども、ただそれだけでいいのかなというところはあります。

○小林委員

長野県全体の最低賃金が948円に上がっているという中で、例えば主婦の方がパートに出ます。職業が製造業と小売業があった場合、どちらを選びますかというふうになった場合、やはり小売業のほうがどうしても時間帯が長かったりシフト制だったり、製造業のほうは、仕事はハードかもしれませんが、時間帯が安定しているということを考えて場合、小さなお子さまがいらっしゃる、あと自宅で介護されている方がいらっしゃるというときには、どちらが抜けられますかといったときには、どうしても小売が不利になってしまうのです。

そこである程度差をつけていただければ、そこで小売のほうに私は働きたいという方も中には出てきます。現状差をつける・つけないというよりも、やはり環境的に今現状小さいお子さまを持っているお母さんがなかなか働けないということもありますし、介護を持っている方というものもなかなか、預ける施設がないのということ考えると、どうしてもシフト制の職業は嫌がられてしまう。大変そうだねというふうに、お客様からのいろいろな申出とか対応する精神面もなかなか難しいということを鑑みると、やはりどこかで差をつけていただきたいというのは、今働いている私たちの願いです。

○中村委員

意味がよく分かりません。

○小林委員

今、現状一緒に上がっています、最低賃金。その中で、やはり小売だけ特定として差をつける必要がありますかという質問の中で、営業時間が長く、日曜日とかというのはその分さらに企業によってはプラス加給がつくのですけれども、なかなか土日出勤で働きますというところで手を挙げる方が少ないということですね。

以上です。

○昆部会長

どなたかほかに御意見等ございますか。

では、労使双方から基本的な考え方について御主張いただきましたので、具体的な金額について御提示をお願いしてもよろしいでしょうか。

まず、労働者代表委員から金額提示をお願いします。

○大久保委員

金額提示というところでございますが、まず最低賃金が10月に948円といったところまで上がりますので、そこをベースとして考えさせていただきたいと思います。長野県の春闘の平均妥結額といったところが、前年同期比全体でプラス1.1%というところがありますので、そちらの部分上乗せをさせていただくということで、958円、48円アップ、地賃より10円アップといったところで提示をさせていただきたいと思います。

○昆部会長

次に使用者代表委員から金額提示をお願いします。

○中村委員

そもそも論という前提はあるのですが、金額ということでもありますので申し上げたいと思いますが、県の最低賃金が948円ということで相当額が上がっているということで、前回、昨年が910円でございますので、いろいろな指標を見て照らし合わせてみて、そこから国の賃金改定の部分、小売の部分を見ると1.8%というようなことでございますので、910円の1.8%ではないかというのが基本的な考え方だと思います。そうすると926円ということでございますけれども、これだと県の最低賃金に到底到達しないからということなので、これは駄目だということです。

しからばどうするのかと。消費者物価はどうなるのだろうと。これは3.4%です。910円にそれを乗せるとどのぐらいかということ941円です。消費者物価でも県の最低賃金のほうが上です。じゃあこれでも駄目なのかと。これでも駄目なのだねと。消費者物価でも駄目なのだねということになってくれば、春闘の県の妥結額はどうかと見ると、小売は3.6です。そうした場合943円です。おいおいちょっと待ってくれよと。組合さんが入ってやっている以上、それは県の最賃以下じゃないかと。ここ止まりじゃないかと思うのです。

ということで、以上の観点からどれを取ったとしても、県の最賃が最高です。そこを払うことができるのかということになっちゃうので、これは948円という提示にならざるを得ないと。

○昆部会長

ただいま労使双方から金額の発表がございましたが、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

○中村委員

ちょっと聞きますが、先ほど春闘の 1.1%と言いましたけれども、なぜそれは県の最賃のところにしないのですか。

○大久保委員

ベースとして、まず……

○中村委員

ベースは昨年の 9 1 0 円ではないのかなと思うのですけれども。

○大久保委員

特定最賃の考え方としては、当然、地賃よりも高く設定されなければならない、差額をつけるなら。

○中村委員

協議はするけれども、そこら辺は高く設定されなければならないということを含めて考えるのかなと思うのですけれども。そこまでぎりぎりに来ているということだと思いますけれども。

○大久保委員

なので、ベースを我々側はそこにしたのですよというところなのでそういう形です。

○中村委員

そこへベースをもっていったということですね。

○昆部会長

ほかに御意見、御質問がございますか。

よろしいでしょうか。さて、労使双方から提示された金額は、労働者側 4 8 円引上げ、時間額 9 5 8 円、使用者側 3 8 円引上げ、時間額 9 4 8 円というものでございました。

御提示いただいた金額にはまだ開きがありますので、労使双方相手側の金額と御主張の内容について、次回の専門部会までに御検討いただきたいと思えます。

その上で、次回専門部会では全会一致の結論で結審できますよう、最善の努力をお願い申し上げます。

最後、議題 (2) その他ですが、事務局のほうで何かございますか。

○古畑賃金室長

それでは、次回の日程について確認をさせていただきます。次回部会は 1 0 月 1 6 日 月曜日、午前 1 0 時から、長野労働局 2 階会議室で開催をいたします。委員の皆様におかれまし

ては御出席いただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、お手元に3回目と4回目の開催通知をお配りしておりますので、ご確認ください。  
事務局からは以上でございます。

○昆部会長

その他、何かございますか。

労働者代表委員いかがでしょうか。

○大久保委員

厳しい金額提示をいただいたという風に思っておりますが、次回に向けて我々もいろいろ話し合いを進めてまいりたいと思います。前向きな結審となるよう進めていきたいと思っておりますので、使側の皆さんも是非、ご配慮の方をいただければというところでございます。よろしく申し上げます。

○昆部会長

では、使用者代表委員、何かございますか。

○中村委員

特にございませんが、金額のご提示をいただいておりますので、また内部で検討させていただきます。

○昆部会長

それでは、以上をもって閉会といたします。

お疲れさまでございました。

閉 会



(整理番号 2316)

**長野地方最低賃金審議会**  
第3回各種商品小売業専門部会 議事録

令和6年2月22日公開

開催日時 場所	令和5年10月16日 9時58分～12時06分 長野労働局 2階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事録			
○古畑賃金室長			
<p>それでは、定刻前ではございますが、皆様お揃いになりましたのでとなりましたので、長野地方最低賃金審議会長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の第3回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員9名中9名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。</p> <p>資料につきましては、資料No.1から4まで、本日時点における最新の経済状況等の資料を配付させていただいておりますのでご確認ください。</p> <p>まず、No.1は、企業短観経済観測調査（長野県）10月2日付けの資料となっております。No.2は、長野県の金融経済動向10月2日付けの資料となっております。No.3は毎月勤労統計調査9月29日発表の資料、No.4は景気動向調査結果、長野県版、以上になります。</p> <p>今後の審議における資料にさせていただければと思います。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして、昆 部会長、よろしくお願いいたします。</p>			
○昆部会長			
<p>本日は第3回、金額審議の2回目ということになります。前回は労使それぞれの意見を賜りまして、本日も引き続き難しい審議をお願いすることとさせていただきます。皆様、何卒よろ</p>			

しくお願いいたします。

それでは、議題（１）の「各種商品小売業最低賃金の改正審議について」に入ります。

前回の部会では、労側・使側それぞれの立場から、改正にあたっての基本的な考え方を述べていただきました。

改正金額の提示につきましては、労側からは、４８円引き上げの時間額９５８円、使側からは、３８円引き上げの時間額９４８円の提示がなされて、引き続き審議を継続するとされたところです。

本日は、３回目の専門部会でありますので、労使がともに歩み寄っていただき、是非、全会一致で結審できるよう御協力よろしくお願いいたします。

参考に他の特定最低賃金部会も公開となっておりますので審議状況をお知らせいたします。

計量器等製造業は１０月４日（水）、第３回専門部会において、労側から、５１円引き上げ、時間額９９６円、使側から、２２円引き上げ、時間額９６７円の提示、継続審議となり、１０月２５日（水）に第４回専門部会の開催を予定しております。

はん用機械等製造業は１０月１２日（木）、第３回専門部会において、労側から、４４円引き上げ、時間額１，０００円、使側から、３２円引き上げ、時間額９８８円の提示、継続審議となり、１０月１９日（木）に第４回専門部会の開催を予定しています。

さて、本部会では現状での労使双方の金額に隔たりがありますので、これからどのように審議を進めたらよろしいか、御意見をお伺いしたいと思います。

引き続き全体で審議を進めるか、あるいは、各側それぞれ個別にご意見を伺うこととするかということですが、いかがでございましょうか。

○大久保委員

個別でやっていただいた方が、よろしいかと思いますが。

○中村委員

個別でいいです。

○昆部会長

受け賜りました。

では、個別協議を進めるとの御意見がありましたので、これからは個別協議を進めていくことで、よろしいでしょうか。

（ 「はい」 の声あり。 ）

それでは、これからは個別協議を進めさせていただきます。

公・労、次いで、公・使の順で行いますので、使側委員は一旦、席を外してください。

< 個別協議 >

○昆部会長

長らくお待ちいただき、ありがとうございました。

個別協議を行いましたところ、プラス40円引上げ、時間額950円とすることで、労使の意見の一致を見ましたが、いかがでございましょうか。

( 「お願いします」、「ありがとうございます」の声あり。 )

○昆部会長

はい、ありがとうございます。

では、採決をさせていただいてから、必要性に関する議論も引き続き行っていただくという形で、よろしいでしょうか。

( 「はい」の声あり。 )

○昆部会長

はい、ありがとうございます。

では、各種商品小売業最低賃金を40円引上げ、時間額950円とすることで労使の意見の一致をみましましたので、改めて採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

( 公益委員2人、労働者側委員3人、使用者側委員3人 挙手あり )

反対の方、挙手をお願いします。

( 挙手なし )

○昆部会長

事務局で確認をお願いいたします。

○古畑貸金室長

はい、賛成8人、反対0人。

以上、確認させていただきました。

○昆部会長

ただいまの採決の結果、全会一致となりました。

ありがとうございました。

従いまして、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、当専門部会の決議をもって審議会総会の決議とすることとし、以上の結果をまとめ、答申することとします。

発効日につきましては、運営問題小委員会委員長報告を踏まえたうえで、従来どおり指定発効日の12月31日とすることによろしいでしょうか。

( 全委員の了承を確認。 )

○昆部会長

それでは、発効日につきましては、令和5年12月31日とします。

次に令和5年8月23日の答申の記の3の「専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと」について審議に入らせていただきます。

まず、労使双方から考え方を発表していただいてから、審議を進めることといたします。

つきましては、まず労働者側、次いで使用者側の順で、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 「はい」の声あり。 )

○昆部会長

では、労働者代表委員から発表をお願いいたします。

○大久保委員

ごめんなさい。私の話をさせていただく前に、私の予定で、今日は12時までしか時間がありませんので、一応そこだけお願いいたします。

○昆部会長

承知いたしました。

○大久保委員

では、こちらからお話というところになりますけれども、金額の話合いの中でもいろいろと主張はさせていただいてきたところだと思います。一番は、まずは小売業というところの将来の部分視野に入れたお話をさせていただいているということです。私からは、まず労働者のこれからというところに関してとなります。

前回もお話をさせていただきましたけれども、社会的な情勢からして、既に日本の人口が非常に高齢になっている、そして少子化というところで、今の日本の労働力は本当にもう50代から上という方が、主力で働かれているというようなデータも出ています。

そういった中で、小売業に関しては非常に人材不足で、どこの企業さんも苦しんでいらっしゃるというのはお分かりになるかと思います。実際に、笹さんのところもよく感じていらっしゃると思うのですけれども、なかなか募集をかけてもこないという状況です。

そういったときに、きちんとまず小売業として、格差を業種からきちんと守っていかなければならないというところで、各種商品小売の中できちんとその格差をつけるということが、必要であると思っております。

一旦ここで。全部私がしゃべってしまってもいけないので。

#### ○樋口委員

お願いします。必要性という部分につきましては、今大久保委員からもありましたが、目的としては、この場は小売業の将来に向けてというところの一つかなと思っております。

賃金の審議については、まず賃金の必要性という部分につきましては、今は3業種、計量器・はん用機・各種小売の中の特定期賃をやらせていただく中では、例えば計量器・はん用機、特殊な業務をされている方もいらっしゃると思うのですけれども、そこの差がまずあるのかなというところが一つございます。なので、ここの格差を狭めて縮めていくというところが一つですけれども、なぜその差を縮めていくかといったところの一つの理由としては、何度もお話をさせていただいているように、人材の流出といったところですが、経営の皆さん御存じのとおり、これは小売業だけに限ったことではないというのは私どももそちらは重々承知している部分ではあるのですけれども、いろいろデータを調べていくと、何とか小売はそういう要素が強いのかなと見受けられる部分があります。

例えば、今年の7月に帝国データバンクが長野県の各社にアンケートを取っている部分については、非正規社員の人材不足を感じているという企業様の業種でいくと小売が2位で、1位が運輸で、2位が小売であったり、あと全体的な話にはなるのですけれども、人手不足による倒産というものも近年増えているというところだったり、あとはなぜ賃金なのかという部分については、退職理由として、やはり賃金、給与が低いと結構退職される方が多いというような、エン・ジャパンさんの2022年度の退職理由アンケートというところからも出ています。

全国的な話に寄与する部分もあるのですけれども、こういったところをトータルで見たときに、やはり賃金というのが人材の流出につながっている部分があるのではないかというの否めない部分もあるのかなと思っております。

その引上げ額が、たとえ10円、20円、30円、40円なのかといったところはその年の経済情勢、長野県的情勢、小売の情勢といったところの議論を尽くしながら決めていかなければいけないと思うのですけれども、あくまでもやはり先ほど申したとおりで、小売業の将来についてというところでいきますと、やはり金額の優位性といったところはこの場で議論させていただければというところも考えとしてございますので、来年度以降も、こういった場は必要なのかと主張させていただければと存じます。

以上です。

#### ○小林委員

私はこの場で、小売業の現状を知っていただけたかのかなと思っております。ですので、小売を知らない方たちにも、今こういった場で議論ができることによって、小売の苦労とか

そういったもの話し合う場ができたということを考えると、やはり必要性はあると思います。

以上です。

#### ○大久保委員

では、もう少しだけ私のほうから話をさせていただきます。

樋口委員から3業種の格差の部分の話もあったように、やはり小売業の今の賃金というのが、非常に高い地位にはいないというところが一つあります。最低賃金でいいのかということになったときに、やはり将来性を見たときに少しでも確保していかなければいけないというところは絶対にあるかと思います。

これは長野県の中の企業を見てみると、やはり工場地帯とか工業が強いところに関しては特に言えることですが、諏訪地区だったり岡谷だったり、長野もそうですけれども、製造業は景気がいいときはどうしてもそっちに人の流れが引っ張られてしまうというところは、もう過去からずっとあったことかと思います。

じゃあ、特に人気のない小売業と言われているところは、最低賃金のまま、そのところを、指をくわえて見ていていいのかということも踏まえて、労働力が増えていけば、当然仕事というものはあるから労働力が増えていくということになると思うのですが、このままいくと、やらないといけない仕事はあるのに労働力がどんどん減っていきますよと。先ほども言った高齢化が進んでいきますよと言ったときに、また使側の方からすれば高齢者を雇うリスクは、当然けがをしやすくなり、もろもろのリスクも出てくると思うのですね。

そういったところも踏まえてきちんと若い世代から高齢の方まで、バランス良く人を雇える状態というところを、まず箱を準備するという意味でも、最低賃金というところで、少しでもほかの企業より格差をつけていくというのは大事なことかなと思います。

樋口委員からも、先ほど倒産の話も出ましたが、仕事はあるのだけれども、やってくれる人員がいまませんよということになってからでは遅いのですね。小売業も人を育てないと仕事をしていただけないものですので、そういったところも込みで考えますと、きちんと差はつけるべきだと思います。

取りあえず以上です。

#### ○昆部会長

では、次に使用者代表委員から発表をお願いいたします。

#### ○中村委員

概括的に私のほうからお話しさせていただきます。

今回は必要性があるという考え方の中で、決めさせていただきましたけれども、それについてはありがとうございました。

これについては、もともと必要性はないのではないかということは、数年来我々は主張してきているということですが、理由は幾つかあるということで、一つは景況の状況か

ら理由を申し上げますと、この新型コロナの影響、これは、回復は十分じゃない。いいところはいいし、二極分化しているという部分がある。ことに原材料高、融資返済の関係、非常に厳しいということで不安もある。今日も県からの景気動向調査などを見ても、小売の将来見通しは非常に厳しい、そういうものがあるのではないかと。

各種商品小売の中だけじゃなくて、小売業のほうにも影響を及ぼすとは思いますが、この決定された今回の県の最賃の中でも、相当のコスト増だという認識ではあると。

その中で、価格転嫁すればいいじゃないかと、これは非常に難しいです。価格転嫁は大企業じゃないところは非常に難しい中でも小売はさらに厳しいということで、それを賃上げしたとしても、結局はそれを時間で抑えろとか、そういうような所得には結びつかないような形になるパターンをいろいろお聞きしています。

それで、国が価格転嫁できるように、もしくは賃上げできるように環境整備するのだと声高らかに言っていますけれども、これは非常に眉唾とは言いませんけれども、実効性があるのかというようなこともあり、もしくはあつたとしても時間がかかります。これは2年3年かかってくる。今回も補正予算が上がりますけれども、これで、じゃあ明日からというわけにはいかない。じゃあ12月から上げてくれと言われたって、それは無理でしょうということもあるので、そういうところも斟酌してもらわなくては困る。

もう一点の理由としては、本来の趣旨は何だということで、格差という話がありました。他業種に比べて人材確保が難しい業種、そのために格差をつける必要があると。導入期は確かにそのとおりだったと思っておりまして、特定という性質、それからその中に各種商品小売を入れるという、扱うという本来の趣旨があつたと思うので、それは10年ぐらい前を見ると、確かに大幅な上げ幅を確保してきている、一定の成果を上げてきてもらっているのではないかと。逆に言えば、意味をなさなくなってきたのではないかと感じられます。

県最賃を今回お認めいただいた中で、雇用はできたわけですが、最賃の決定額とほぼ変わらない形で決定となってきたということは、流れを見ると、それは県の最賃で十分ではないかと、相当上げ幅が上がっている、そちらのほうが上がっているということだと思います。

このところは政治主導とまでは言いませんけれども、目安額が決められて、かなりそういう色合いが強いので、そういうところで県の最賃のレベルがどんどん上がってきている、率を見ても相当上がってきていますので、そのところで十分特別に枠を設けて話合う理由がなくなってきたのではないかとというような考え方があります。

また、他県と比べてもここは前回の資料を労働局も出されましたけれども、全国的にこれを特定として扱うのかという議論になってきていると思います。その中で青森県と長野県はやっているわけですが、これは長野県としてやる必要があるのですかねと、全国的に違う理由はあるのかということは、はっきり言ってもらわないとよく分からないということだと思います。

また、適用労働者の数も、多い他県があると感じるわけではないのですが、ほかの県を見ても適用労働者が長野県以上に幅広いところも影響があるのかもしれないけれども、これは最賃でいいのではないかと議論になっているということだと思いますので、そこ

ら辺もしっかりと受け止めてもらえればと思っています。

また、これは、我々とすれば、冒頭の話で申し上げましたけれども、これは本来もともとなくていいのではないか、もともと特定の在り方が、経済界からすると屋上屋を架すという言い方もして、ちょっと横暴かなと思いますけれども、それなりの理由があつてずっと話合いはしてきたと思うのですけれども、ここへ来てそういうような状況という中で、ここ数年來は、必要性はないのではないかという議論を盛んに、投げ掛けをしてきたにもかかわらず、今回は、前回の最新の会議の中では必要性があるという申出があつてそういう形にしましたけれども、その前段階で、倉崎委員長が言っていましたけれども、それは議論がなかった、認められていないのだという御発言もありました。それはしっかり残しながら来年度へつなげるということかと思しますので、よろしく申し上げます。

○昆部会長

土井委員いかがですか。

○土井委員

結構です。

○昆部会長

承知いたしました。

ただいま労使双方から発表がございましたが、これについて御質問、御意見等ありましたらお願いします。

○大久保委員

中村委員のおっしゃっていることは、前回もお聞きしましたので理解があるところもあるのですけれども、そもそもスタート地点の特定最賃の考え方の部分のお話になってくるかということがあります。

他県の例をお出しになられましたけれども、他県が必要性なしと判断をされているというのと、長野県がそれに合わせて長野も他県がやっていないのでうちもやりませんという判断になるのは、またおかしな方法であるとは思いますが。

○中村委員

それについては、私、はん用のほうも出ているのですけれども、他県のものを見比べながらやるというふうに労働側から出てきています。それだと意見が全然食い違うじゃないですか。それはそれ、これはこれということですか。

○大久保委員

そういうことですね。



○中村委員

それは違うのではないかな。

○大久保委員

金額もこれだけ変わっていますし、違うと思いますけれども。

○中村委員

先ほど倒産の話も出ていましたけれども、賃金が上がらないから倒産という、そういう理由はあるのかもしれませんが、いろいろと回ってみると、やはり町村部の各種スーパー系のところは、郊外店の大きなところ、人口減で消費がなくなる上に、そういうところで皆さん行かれるというようなことで、だんだん先細りでやめちゃう、倒産する、そういうところで従業員も働けなくなる、そういう実態が幾つか出てきています。倒産の中身を見てもらわないと、ちょっと違うのではないかなと思うのですが。

○大久保委員

こちらで出した倒産の例というのは、あくまで人手がいなくなっちゃって、労働者が足りなくなって倒産した例を挙げさせてもらったので、100%そうではないですよというのは確かにそうだと思います。

例えば、中小は大手に飲まれちゃいますよというところはあるけれども、資本主義の世の中ですので……

○中村委員

それは倒産してもいいということですか。

○大久保委員

いいというわけではないです。ただ自然の中でという話をするのであれば、そういったところもゼロではないと。

○中村委員

そういうところの事業所はどんどんつぶれちゃったらまずいのですよ、やっぱり、まずいです。地域力がなくなって。

○大久保委員

それが、例えば特定最賃があるがためにつぶれたと。

○中村委員

賃金を上げることによってコストが重なるということを言っているのです。

○大久保委員

おっしゃっているのは、たぶん県最賃が政府主導で上がってきているというところが……

○中村委員

政府主導に近い形ですよ。賃上げということが。

○大久保委員

目安に沿って上がってきているという流れはあります。確かに今、岸田さんの上げるのだよ、賃金を上げるのだよ、というところの号令のもとに全国的に上がってきている流れはあるかとは思いますが、これがいつまで続くかというのも、逆に言うと、来年もこのとおり上げる予定ではたぶん動いているでしょうけれども、これがいつまで続くかというのも分かりませんよね。今まで、一つ一つ上がってきたというのと、急にここで上がってきたということに関しては、上がってきたからと、これがずっと続くわけじゃありませんよね。

○中村委員

それは政府の話ですけどもね。

○大久保委員

その時々々の状況の判断というのは、やはり必要になりますね。

○中村委員

その時々々の状況判断ということで景気の話をしているわけです。先行きの見通しの話をしているし、コロナからの回復の話もしているし、二極分化していて、いいところはいいし、悪いところはまずいのではないかなど。まずいところというのは、やはり小規模のところの小売、飲食の方になっちゃうのですよね。大企業さんは価格転嫁ができると、下請に言えばいいんですよ。それを受けたことができますか。

○大久保委員

すみません、小売業の下請って何ですか。

○中村委員

総体的な、要するに県の調査とかそういうもので価格転嫁が7割ぐらいできていますよという中には、大企業とか製造業が入っているわけです。特定して言っているわけじゃないから。

○大久保委員

小売業の話を見せていただくと……

○中村委員

小売業は全国で調査をすると、やはり5割はできないとか、そういうデータが出てきていますよ。

○大久保委員

小売業の価格転嫁ができない理由は……

○中村委員

それは実態として話をしてもらえばいいと思います。

○大久保委員

笹さん、どうでしょうか。

要は競合との価格の兼ね合いということですよ。

○笹委員

それが一番ですね。やっぱり消費者は価格にいつも敏感なので、簡単にメーカーから、問屋から、上げますよと言うのも、こっちも大分抵抗はしていますけれども、現状からすればせざるを得ない、そうしたときに価格を、じゃあその分上げますよというのは簡単には小売の店としては厳しいのは現実ですよ。だから、原価は上がるわ、賃金は上がるわ、売価に転嫁できないわ、そうするとやっぱり経営として厳しくなってきた、それによって人も集まらないとなると、そういった面でやはりそこら辺はバランスを見ていかなきゃいけない。

賃金を上げたいという気持ちはおっしゃるとおりで、我々もお店は時給の方とかパートタイマーの方の力のおかげも多々ありますので、できる限りのことはしたいという思いはありますけれども、それをガンガン目的として上げられると、経営自体おかしくなりますし、県最賃が大分上がってきているので、これからは企業の判断というか、最低限は当然県最賃を守っていただいて、ここ数年、2円とか1円とか3円の問題なので、そこはもう今度は企業レベルでいいのではないのかなというのは正直、上げたいのは、あればいくらでも上げたいと思います。

○大久保委員

自社の話をさせていただくと、大抵お客さんから、「西友さん、高くなったね」と言われるようになりました。昔はウォルマートのときは「エブリデー・ロー・プライス」と言って全部のアイテムを安く。特売はしないけれども、かごに入れたら最終的には安くなりますよというやり方をやっていたけれども、価格転嫁をきちんとしましようということで、労使の間できちんと話し合いもして、そっちの方向で今、会社は進んでいます。

世の中の流れも、こういう御時世だから価格転嫁はしようがないよねと、昔は直撃したら困るだから、我々は頑張らなきゃいけないというのは確かにあったと思うのですよ。ただ、我々働いている人間もいるので、そこにちゃんと還元するためには、今売価転嫁するいいタ

イミングではないのかなというところは、難しいというのは確かに分かるのですが、例えば大手が、うちも大手かどうかよく分からないのですけれども、まず価格転嫁をして、それなりの売価、値段を上げて売ります。その売価をやって上げれば、それ以下の中小の人たちもみんな上げられるだろうしというところはあるので、業界としてそこは価格転嫁しやすい。

小売業なので、末端売価の部分を担当するわけじゃないですか。仕入れてきてそれをお客様に売るというところなので、本当に安く売るか高く売るかは小売業の我々の経営判断というところになってきます。なので、今は世の中の流れは値段が上がっても仕方がないという消費者の理解がある中ですので、今こそ少しそういったほうに転嫁するのもありじゃないかなとは個人的には思っています。

○中村委員

今の価格転嫁の話は中身があると思っていて、例えば小麦粉が上がるとか、油が上がるとか、石油が上がるとか、そういうところで幾らぐらい上がるからこれは転嫁しますよということは消費者の方やお買上げいただく方には分かると思うのです。そこでいろいろお聞きすると、やっぱり電気料だとか、ガス料だとか、そういうのは、価格転嫁はなかなか難しいというのです。

さらに難しいのは、お給料をこちらのほうは上げましたから、それを消費者からくださいねと、これが全然できないと言うのです。やはりそこは難しいと言っていて、泣きそうな感じだと思います。

そこは、大手さんはたぶんいいと思うのです、大手さんは。そののところ中小のレベルと言っては失礼ですが、その中を見ていただきながら、総体のバランスで考えてもらったほうがいいのじゃないかなと思うのですね。大手さんのところは組合もあるかもしれないし、そういったような種類のお話合いもあるのかもしれないけれども、なかなか経営者側にとってみると難しいという話も聞いています。これは数字としてはあるわけじゃないので何とも言えませんけれども。

○大久保委員

ただ、昔ながらのやり方で頑張ろうという方が、もしかしたら中小の社長の方々にいらっしやるようだったら、そういうところのマインドも少し変えていくというのにも必要なのかなとは思いますが。ただ、それが直結して皆さんのお給料に反映し、要は商品の値段を上げることに直結しているのかというのは別の話だと思うのですが、それぞれが今までと同じやり方をしているとたぶん、今の社会の状況はすごく厳しい、小売業には厳しい状態になって、もう向かい風状態になるので、大きく変わっていかなくちゃいけないときかなとは思っています。

○笹委員

それはおっしゃるとおりです。

○中村委員

価格転嫁というか、経営指導員なんかが指導するときに、そういった原材料でこのぐらい上がったから、このぐらい乗せていきますからということで理解は得やすいのですけれども、今のような、例えばお給料を上げるという場合には、中身を変えていく、生産性向上と言ったりしていますけれども、生産性を上げる。例えば、単価1円のを2円ぐらいアップするとか、そういう時間配分を変えてやるとか、働き方を変えるとか、そういうところに行くのだと思うのですね。

それは、あしたからお願いというわけにはなかなかいかないと思うのですよ。それは指導していても、社長さんと言ってはなんですけれども、3か月ぐらいあったらいいと思いますけれども、1年たってもなかなかそういうところまで行かないということも、小規模であるところはさらにそうだと思います。

だから、そういうところも最低賃金の制度は全部いっしょくたに上げるということになるので、これは非常に厳しいのだと思います。そこら辺まで考えてもらったほうがいいと思います。

#### ○大久保委員

そういったところも、やはり働いていますので、大手だとか小さいだとかというのは関係なしに分かるつもりです。ただ、先ほどの国が主導してみたいな話をしましたけれども、国が主導してくれるときは、それでたぶん任せておいてもいいのかなと思うのですけれども、だからといって、そこで我々一旦休みましょうかという話をしてしまうと、休んでいたぶん、またやりましょうかといったときに、なかなか腰が重くなるのではないのかなという、労働者側からすれば思いがあります。

#### ○樋口委員

今経営者の皆様のお話を聞かせていただいて、本当に経営の皆様も自社の従業員に対して、賃金を上げたいという気持ちはもちろんお持ちの中で経営をされていて、今こういった経営状況の中で、最大限いろいろとやっていたらいいというの、もちろん承知の上なのですけれども、その必要性あり・なしの話になってきたときに、今回私はこの審議委員をやらせていただいて5回目なのです。この場に参加させていただくのですけれども、今まで出られていた方がいい・悪いとかではないのですけれども、今みたいな議論のやり取り、ストレートなやり取りがなかったかと感じています。

逆に言うと、今述べさせていただいたストレートなやり取りを基に、金額を決めていくべきなのかなと感じる部分もありまして、もちろん世の中が30円、40円と最低賃金が上がっていく世の中なのですが、先ほど大久保委員が言っていたように、この先どうなっていくかということもあると思うのですが、少なくとも経営者の方もそうですし、労働者もそうですし、みんながハッピー、よくなっていくためにいろんなことをしているわけで、その中の一つがこの特定最賃なのかなというところを考えますと、もっとこういった、先ほどみたいなストレートな議論をさせていただいた上で、金額の審議が成り立っていくのかなとすごく感じる部分もありましたので、ぜひ、来年度以降のところについても、そういった付度の

ない意見交換をしながら、金額審議を進めていくというところも含んでいただけたらありがたいなど、今聞いていて感じる部分がありましたので、今意見として発言させていただきました。

○土井委員

今、涙が出そうにうれしかったです。私の本当に小さな会社の事例を申し上げますと、役員報酬というのは、途中で変えるわけにはいかないのですね。年度で。ですから、決算を迎えるまでは、どんなに苦しくても役員報酬は、未払いはできるので未払いにしておいて、社員さんたちの給料を上げてあげる。ずっとそれを私はやりました。

どうしてかといったら、いっぱいある中で、私のやっている会社で一緒に働いてくれている。もうその感謝の気持ちを表すのはそれしかないと思ったのですね。でもそれをずっとやっていくと、経営者は一体何のために会社をやっているのだらうと。従業員さんが幸せならいいやといっても、私どもも、かすみを食って生きていくわけにはいかないと思って、それが高じてしまうと倒産です。

ですから、私はそういうことのないようにしたいなということはずっと考えていたのですが、御理解をいただいているなというところで、私はありがたいなと思いました。

そして今の意見で、たとえゼロ円の上昇でも、この場があったほうが良いということであれば、それはまたきっと必要なのかなと私はちょっと思いましたけれども、差をつけなければいけないがためのこの会であったら、あまり意味がないのではないかなと私は思います。

以上でございます。

○小林委員

今おっしゃられた差をつけるとか、そういうことよりも、現状をお互いに話し合う場が必要ではないかと、ここで来年度に向けて差をつける必要がないかということではなく、お互いの議論をする場として、この最低賃金の話合いの場があるのであれば、賃金どうのこのよりも、お互いの現状を話し合う場としても、やはり必要はあると思います。

以上です。

○大久保委員

先ほど言い忘れたのですけれども、こちらから、要は特定賃金に対して大きな差をつけなければならぬとか、埋没しない差を、例えば来年に向けてつけなければいけないなんていうことはちっとも思っていないのです。少しでも差があるということが大事という形で考えています。

ですので、今回に関してもそうですし、大きな金額の提示というところはなかなかしてこなかったというところがありますので、そういったところも我々は、一応理解はしているつもりですので、そういったところを御理解いただきたいなど。別に倒産してほしいとか、そういうつもりは一切ないです。

ただ冒頭に言ったところが一つのポイントで、小売業で働く労働者の皆さんの将来といっ

たところ、働き手を確保しておくといったところは我々の5年後10年後になったときに、働き手をきちんとキープしておけるかどうかというのが、たぶんこの先大きな流れの波が来るはずのですね。

ですので、そういうことを踏まえて、少しでも差を残しつつ、また景気が良くなるようであれば、そういったところは加味してということが必要かと思います。

○昆部会長

いかがいたしましょうか。大久保委員のお時間もそろそろですので、予備日を使ってもいいというふうに事務局からも伺っておりますし、引き続きまた予備日に審議を続けさせていただくという形でよろしいでしょうか。

承知いたしました。では、答申文の部会長報告というのはまた予備日にということ。

では、本日その他何かございますか。

事務局のほうで何かございますか。

○古畑貸金室長

そうしましたら、次回部会ですけれども、確認させていただきます。10月23日午前10時から長野労働基準監督署、今度は1階になります。1階の会議室において開催いたします。委員の皆様におかれましては御出席をお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○昆部会長

労働者代表委員、何かございますか。

○大久保委員

非常に厳しい状態だったのにもかかわらず前向きに御検討いただきまして、ありがとうございました。また来週、忌憚のない意見交換ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○昆部会長

使用者代表委員、何かございますか。

○中村委員

額の決定ということで、御審議いただきましてありがとうございました。引き続き議論を交わしていきたいと思っております。よろしく願いします。

○昆部会長

では、本日はこれにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会



(整理番号 2320)

**長野地方最低賃金審議会**  
第4回各種商品小売業専門部会 議事録

令和6年2月22日公開

開催日時 場所	令和5年10月23日 9時56分～10時55分 長野労働局 1階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3人	定数 3人
	労働者代表委員	出席 3人	定数 3人
	使用者代表委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 長野県各種商品小売業最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
議事録			
<p>○古畑賃金室長</p> <p>それでは、皆さんお揃いになりましたので、長野地方最低賃金審議会長長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の第4回専門部会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数の確認ですが、本日の出席者は、委員9名中9名の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本部会は有効に成立していることを御報告します。</p> <p>また、本日の専門部会は原則公開となっており、事務局で審議会会議公開要綱第3条に基づき公開の公示をしたところ、傍聴希望者はありませんでしたので、報告いたします。</p> <p>資料につきましては、No.1、2を配付させていただいております。ご確認ください。</p> <p>No.1は、最近の長野県経済の動向10月17日付けの資料、No.2は、長野市の消費者物価指数となっております。今後の審議における資料にさせていただければと思います。</p> <p>それではこれからの議事進行につきまして、昆部会長よろしく願いいたします。</p>			
<p>○昆部会長</p> <p>はい、よろしく願いいたします。</p> <p>前回の審議につきましては、労使双方に歩み寄りをいただきまして、全会一致での結審となる結果となりました。心よりお礼申し上げます。</p> <p>それでは、金額については、40円引上げの時間額950円とすることで全会一致となっておりますので、引き続き令和5年8月23日の答申の記の3の「専門部会において次年度以降のあり方についても審議を十分に尽くすこと」について審議に入らせていただきます。</p>			

前回3回の部会以降協議した事項も含め、労使双方からお考えを発表していただくことといたします。

つきましては、まず労働者側、次いで使用者側の順で、ご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 「はい」 の声あり。 )

では、労働者代表委員から発表をお願いします。

#### ○大久保委員

おはようございます。この間少し30分ほど私の予定で肝心な話ができませんでしたけれども、また繰り返しの部分も出てくるかと思いますが、こちらからのお話をさせていただきたいと思います。

今日は樋口委員から、最初にお話いただいてもよろしいでしょうか。

#### ○樋口委員

よろしくお願いたします。必要性あり・なしの審議ということで、今までも今回のこの審議会の中で出てきた話にはなるのですけれども、特定最賃の在り方という部分につきましては、例えば企業の魅力を高めたり、業種の魅力を高めて、その業態の優位性を求めていくといったところのベースになるような審議会なのかなというところなのですけれども、やはりそういった意味では、長野県の中で見ますと今特定最賃で3業種あるかと思いますが、その中の3業種で見たときに、小売業というのは、例えば製造、計量器、はん用機と比べてもそこに賃金的な格差はあるのかなというところで、いわゆる格差是正、そういったところは一つ今後の審議の中での必要性を感じる部分でございます。

でも、その格差是正といったところにつきましては、これもこの会の中で出てきている話ですが、小売だけではないのですけれども、人材の流出の防止といったところが一つ要因として含まれるのかなというところで、例えば、長野県の中で見ると、小売と他業種との賃金の違いから、小売から他業種に流れるといったところがあるのではないかとというところで、繰り返しにはなるのですが、今後もやはりその部分は議論させていただきたいというところと、やはり議論をする中でもそのときそのときの経済情勢、経済状況というものもありますので、そういった中では、しっかりそういった審議をその中で話し合いをしていくということが大変重要なのかなというところで、ここで議論をさせていただければと思います。

以上です。

#### ○小林委員

では、3回までの専門部会ありがとうございました。本日は、必要性あり・なしという審議の中で、現在私は人事採用の仕事も携わっております。その中で、やはり今募集をかけて応募に来ていただく年齢というのが、20代30代は全然いないです。どうしてかというところ、

私たち職場は女性の非正規の方で、やはり20代30代の方と言いますと今子育て中の方が多く中で、どうしても今採用に来られる方は逆に65歳前後ぐらいの方、ほかの企業で定年退職された方がうちのほうに、本当に最近ですと70歳近い方が、採ってくれますかという形でお電話もかかっています。

その中で、どうしても65歳前後の方と言いますと、これから今の私たちがお客様にサービスを与える技術を身につけるのは、なかなか難しいというのが現状です。本当に64歳ぐらいまでですと採用もさせていただいているのですけれども、それ以後の方というのはなかなか厳しいです。

先ほど申したように、厳しいという中ではある程度の技術を身につけて、お客様にサービスを与えているということもありますので、やはり樋口委員が最初に言った魅力、小売業の魅力サービスをサービスとしてお客様に与えるためには、皆さんそれなりにスキルを身につけております。そのスキルを身につけるためのモチベーションとして、この最低賃金というものが小売業にもありますよというのを、自信を持ってその方たちに、現状働いている方たちにも伝えたいのですね。

ですので、やはり私は現場の身として、最低賃金という議論は必要ありと述べたいと思います。

以上です。

#### ○大久保委員

ありがとうございます。私のほうから、適用者数の少なさみたいところは毎回お話を伺うことがあるのですけれども、各種商品小売としてというよりは、まず労働者の割合、長野県を見てみたときに、一番多いのは製造業に携わる方で、次に小売業に携わる方、次に医療関係という形になっています。

その小売業の中で、各種商品小売に当てはまる方々というのは、確かに適用者数というところで見ると少ないのかもしれないのですけれども、例えば前回もお話しさせていただきましたけれども、ゼンセンの中、小売業が固まっている組合の団体なのですけれども、そういった中で企業の中で募集をかけようといったときに、一番下のボーダーラインのところは最賃じゃなくて各種商品小売の特定最賃のほうで考えるところが多いです。

そういったことを考えても、労働者の方からしても、各種商品小売じゃないかもしれないけれども、影響率は非常にある取組になっているのかなというところを主張させていただきたいと思います。

以上です。

#### ○昆部会長

ありがとうございました。

では、次に使用者代表委員から発表をお願いいたします。

#### ○中村委員

では、私のほうから最初によろしいですか。前回、現在の状況から、それから本来の特定最賃のさらにその小売というものの決定しなければいけない、必要性の本来の趣旨というのからもうずれてきているのではないかという話、それから他県の状況、こんなところを御指摘した部分でございますけれども、本日はそれに加えて、そちらのほうで、もともと最低賃金の性格からいくと、やはり業種内の全事業種に適用となるということが制度ですから、これは最低保障という意味があるのでそういうことになっているので、ここはやはりよくよく考えた上で判断をしていく必要が出てきていて、これが二極分化と、コロナ禍で相当そういうふうなってきていますが、それが従来本当にそういう開きが出てきちゃっているという実情なので、そういうところからすると、余計に慎重な判断が必要かということです。

いわゆる統計からいくと、たしか平均は高いところに設定されて、あたかもそういうふうに見えるのですけれども、その平均からそろえる場合の趣旨と、それをそのまま当てはめていくと、やはり届かないところとかそういうところの危険性も見ていかなければいけないと、これは一つあるかなと思っています。

また人材流出というお話をいただいています、確かにそういう部分もあるかなと思いますけれども、一方で、いろいろな統計というか、経済研究所などの数字を見ても、人材不足ということは確かに言われているのですけれども、人材不足ということ进行分析してみると、企業側も人材定着の構えを実施している取組として、やはり働き方を変えなければいけないとか、いろいろ企業として取り組んでいる部分があって、その中で給与水準を引き上げなきゃいけないと、これは企業として思っているわけです。大きな高い位置にあって、それはもう一つは先日もお話がありましたけれども、離職の原因として挙がるのが、自分のスキルがあると思っていて、仕事とミスマッチというのが最大の理由だと思うのですが、あとは人間関係もある。その中でやはり賃金が安いという部分もあって離職している方が多い、そういうことが統計でも出てきています。

やはり企業側としても、その辺は喫緊の課題だというわけで、何とか人材を集めるということで賃金アップに対応しようとしているわけで、ここは最低賃金とは全然違うレベルの問題ではないかと思っています。

一方、この辺の人材不足ということに対しては、企業の視点という形で捉えているということが大きいのではないかと。一方、人材流出は人材不足と違って、政策的な問題と考えられるので、そこを一つの最低賃金をいじったということで、人材流出どうのこうのという問題ではないかと思っていて、もうちょっと大きな視点での施策の話になると感じるということで、そこら辺がいろいろな御意見があろうかと思えます。

もう一つ、格差をつけるという部分、これは確かにあると思うのです。これは先日もお話が出たと思いますけれども、やはり職種が異なるので、おのずから中身も違うのかなと思うのです。別にそこに差があるとかそういうことではなくて、いろいろな仕事の中身が違ってくるということで、もう一つは、小売業の場合、比較的就職がしやすい、働く時間も様々、時間も短かったり長かったりということも、場合によってはあるという業種と捉えられるので、そういうところからも来るかなと思いますし、小売の場合、薄利というか、いわゆる設け額が少ない、薄い部分が多い業種でもあるということで、製造業とかはん用、計量という

ところと比べて、ちょっと格差といった視点にはなじまないのではないかと思います。そこから辺を当てはめて比べよう比べようとしているのは、ちょっと違うのではないかなと。もともと発射台とか仕組みが違うので。

確かに魅力とかあると思うので、そうかなと思うのですが、そうはいつでもそういう問題もあるかなと。やはりその中の業種で生産性を高めて、働き方を変えていって給料に結びつける。どこが先かなというのもあると思いますが、そういう循環の中での話なので、そこは他業種と違うやり方になってくるかなと思っています。

なので、そういった生産性を上げるところで、小規模の事業者が小売の場合は多いので、そこで最低賃金という法的なもので、枠をはめるものを押しつけていくというのは、ちょっと無理があるかなと。これはそういった小さいところの収益性をそいじゃうことになってくるので、そこはやはりよくよく慎重に考えてもらったほうがいいかなと思っています。

もう一つは話合いの場ということが先出ていました。これは必要かなと思いますけれども、確かに話合いは、今日もお聞きしているいろいろな角度からの御意見もあるので、ただこれが最低賃金制度という法的な効力がある、法的にということは強制力があるので、そういう場の形の中でやる意見交換としてはきついと思いますので、違う場でお話をしていく、これが適当かなと思います。これはやる必要があると思っているので、そういう部分は御斟酌いただくといいのではないかなと思っています。

以上です。

○土井委員

全部おっしゃっていただきましたので、付け加えることはつけ加えることは何もございません。

○笹委員

私のほうから1点、最低賃金と各種小売の格差が国の政策というか、ほとんど差が今ない状況ですので、それに対して今考えると、これからもどんどん上がっていくとは思いますが、そういった意味での必要性はないのではないかなということですか。

先ほど中村委員のおっしゃったとおり、話合いの場とか意見交換する場は双方にとって有益だとは思いますが、最低賃金に関しては、格差是正というのはありますけれども、これは企業間格差もすごく大きい影響がありますので、賃金だけとは何とも言えない部分があるのではないかなと。そういった意味でも、賃金に関しては必要性なしという考え方です。

以上です。

○昆部会長

労使双方から御主張をいただきました。

ただいまの御意見について、何か補足ないし、質疑等ございましたら。

○大久保委員

よろしいでしょうか。今、笹さんのほうでもお話をいただいて、確かに利益構造が全く違うので、なかなかそこに追いつくというのは大変なことだと我々も理解はしております。その結果が、たぶんこれまで積み重ねてきた、少しずつ、金額的には縮まっていないのですけれども、率的には縮めてきたというところがあるのですが、そういったところはあるのかなというのは承知しております。

ただ、そこで諦めるというところでは、我々の取組としてはない。利益構造が違うというのはよく理解はしております。ただ、その中で、そうは言っても働く人たちからすると、やはりどっちが魅力的だという話であったりとか、業界の魅力であったり、流出というところの金額、特に非正規の方に対してという部分になりますので、自分の自由になる時間であったり、働くことが許されている時間で働きに来た場合、当然効率のいい、自分に時間が合うというのも大事なのですけれども、短時間でたくさんお金がもらえるというところに流れがちになってしまうところはあるかと思えます。

再三申し上げますけれども、本当に今、人が採れない、募集をかけても募集に人が集まらないという状態が続いています。現状、現場にいる皆さんに長時間労働をお願いしている、残業をお願いしているというような現状が、恐らくどこでも起きていることではないのかなというところですので、新規採用ができる募集金額といったところ、企業の中で取決めとか企業努力とか、賃金以外の部分で魅力を出すというのもあるとは思いますが、やっぱりぱっと見たときの募集の最低ラインというところで、小売業は安いと思われるようなことではとても魅力のある企業とは言い難いと思うので、こういった努力というのは、金額はたくさん上がらないかもしれないけれども、積み上げていく必要があるのではないかなというところは主張させていただきたいと思えます。

そしてあともう一点、中村委員からありましたけれども、この話合いは今回非常に初めての試みということで有意義な時間だと感じておりますが、この中でというよりは、中村委員がおっしゃるように、もし真剣に話し合うのであれば、きちんとしたメンバーに招集をかけてやるべきではないかと。メンバーもきちんと業種に対応したところが集まってやるべきではないのかなというのは感じております。

何か皆さんから。

#### ○樋口委員

ありがとうございました。先ほども人材流出の中で、賃金だけではなくて様々な労働条件が影響するというところでお話をいただいたと思うのですが、確かにそうなのかなという部分もあって、例えば新規採用とかで見ると、例えば休日の日数だとか、企業の福利厚生だとかといったところが、一日の所定とかもですかね。そういったところが新採用の条件として、特に若い方たちというのはライフスタイルをすごく重視される方が多いと思いますので、状況的にはそういったところもあるのかなとは思いますが、感じます。

やはり非正規雇用の方たちというのは、もちろん労働条件とかいろいろなものがある中でも、やはり賃金というところに対する関心度はすごく高いかなという部分は思っております。先日厚労省の離職データみたいなものを年齢別で拾っているデータがあったんですけれ

ども、その中の離職の理由を見ていくと、20代から30代前半ぐらいの方は、やはりどちらかという賃金よりも働きがいか、働く条件といったところに軸を置いている方が高いのかなとは思っておりまして、逆に30代半ばから年齢が上がっていくにつれ、今度給与水準を離職の理由にされる方が多いという統計が出ていました。

例えば、これは小売だけではないのかもしれないのですが、先ほども小林委員のほうからいろいろなサービスをお客様に提供するために、スキルを身につけるといった話があったと思うのですが、ある程度、例えば非正規の方ですけれども、20代前半とかで入社されて、スキルが身につけてきた方たちが30代を迎えて、次のライフステージを目指していく中で、どうしても賃金がネックになってしまって他業種、ほかの仕事を探さなきゃいけないといったところが小売業にも当てはまるところがあるのかなというところで、やはり接客は本当にお客様がいらっしゃって商品を売るだけではなくて、そこにはすごくいろいろな企業としてスキルを身につけるために研修をやったりとか、経験を積んでそこまで来ているという部分がありますので、特に非正規の構成が高いような業種、小売業もそうですけれども、それにおいては、そういった方たちのスキルを身につけた方たちがほかの業種に流れてしまうというのは、やはり企業としてもマイナスにはなってしまうのかなというところは感じます。

小売業は接客だけではなくて、例えば商品の仕入だったり、いわゆる商品を販売するまでのフローも結構特殊なことをされている、お店によっても違ったりする部分もあると思いますので、そういう意味では、しっかりとそのことを分かっている優秀な人材といったところを確保しておくためには必要で、そのためにはある程度指標になるものとして最低賃金、特定最賃というものは、賃金の観点からしても必要なものであるのかなという部分は感じるところでございます。雑駁ですが。

以上です。

#### ○土井委員

ちょっと教えていただきたいのですが、勉強不足で申し訳ないです。離職して違うところに転職するという場合、小売から他の小売に行くというのが多いのか、小売から例えば違う業種に行くのが多いのか、その辺のデータみたいのはあるのでしょうか。

私の感覚として、小売をおやりになっていらした方が、「もう西友よりイオンのほうが10円高いからそっちに行くわ」というのが一般なんじゃないかなと思うのですが、何かそういうデータはございますか。

#### ○樋口委員

私のところにデータはないのですが、感覚の話になってしまうんですが、少なくとも小売のほかの企業様に行かれるというよりは、他業種に行かれる方のほうが印象としては多いなと思います。

#### ○土井委員

ということは企業努力のレベルだという。

○樋口委員

例えばですが、理由としては賃金、時給の部分であったりするのですけれども、あとは休日の日数とかその辺の違いはもちろんあるのですけれども、ただ、自分が慣れ親しんできたところで働けるならそのほうが良いと思うのですね。仕事も新しく覚えなくていいと思いますし。ただ、今後の生活のことを考えると、少しでも賃金の高いほうというところで行かれている方という印象として、すみません、感覚の話にはなってしまうのですけれども、そういう印象を受けております。

○小林委員

今の補足ですけれども、退職理由として、まずは結婚というのがありますし、家庭の事情で引っ越すという方もいらっしゃるのですけれども、その理由の中で、今樋口委員が挙げられたように、小売から小売という方は少ないです。

○土井委員

少ないのですね。

○小林委員

少ないです。小売からほかの業種にという方のほうが、私が今人事3年なのですけれども、その中ではそういった理由のほうが多いです。

○中村委員

お聞きしますが、例えばその小売とやっていた方々が、製造業へ行ってラインに入るとかというパターンが多かったりするということですか。

○小林委員

そうですね、製造や医療・福祉のほうに行かれるという方も多いです。

○中村委員

それは全然業種というか、中身が違うので、医療・福祉系はまた違う技術とか資格とかがあったりするから。

○小林委員

技術というよりも、やはり賃金面というのがあります。

○中村委員

それは高いと思います。それなりのことと言ったら失礼ですが、やっていたらという



うのもあって、また製造だったら、製造で結構時間に縛られ、福利厚生部分は制度としてはちゃんとしているけれども、時間的な拘束だとかいろいろあって中身も違うので、そこは一概に言えるのかなというのもあるのですけれどもね。やはりそういう面は、そちらに流れていらっしゃる方がいると。

○小林委員

あと流通から製造へ移られた方で私が受けた中では、土日どうしてもお休みが難しくなってくるということで、今お子さんの成長過程の中で、小学校、中学校に行っても結構難しい世の中になっていますよね。その中で、お母さんが土日出勤されるという生活環境を変えたいのという方もいらっしゃいますし、その中で、さらにうちのほうに魅力があればとどまれるというのもあるのですけれども、今最初に話をした、どうしても20代30代の方が製造のほうに流れてしまうというのは、そういう部分もあるのですよね。ただ、ある程度になるとお金を稼ぎたいという御家庭の方たちもいらっしゃいますので、本当に一概にどっちがというふうには言えないのですけれども、今現状、土日働いて家庭も上手にやりくりをしながら働いてくださっている従業員の方たちのモチベーションの中に、やはり最低賃金というのは、1円でも2円でも、最低賃金という言葉が必要なのかなと私は思います。

そうでないと、本当に年齢の高い方、先ほど述べたように年齢の高い方が、雇うほうもリスクを抱えながら、やはり労災も増えてきますよね。転倒したときに普通に打撲で済むか、骨折で済むかというふうにもなってきますので、そういう高いリスクを負ってでも、若い方たちが来ないので、退職年齢を上げるとか、そういうふうにしていかなければいけない現状というのを知っていただきたいというのもあります。これに関しては小売だけではないと思うのですけれども。

○中村委員

製造とかの場合には、土日は休日だというのは決まっているので、そういう会社の方針だったりするから、一方、小売の場合はお客様が来るからシフト勤務だったりするけれど、休日もやりくりしながら、ということだと思っております。そういう面で御選択になるのかなと思いますけれどもね。

○小林委員

なので、どっちに魅力を感じるかというのも人それぞれの家庭の考え方もあるかと思うのですけれども、一般論としても、20代、30代、40代前半の方というのが募集をかけても来ない現実を見ると、今述べたような理由もあるのかなと思います。

○昆部会長

ほかに何か御意見等ございますか。

○中村委員

先ほどの正規と非正規の問題は、確かに正規と非正規は全然違うので、構造も違うと思いますけれども、働く内容も違ってくるのですけれども、あえて非正規の方に正規の社員の方みたいに総合的な、例えば転勤してよとか、責任ある場所についてということにはならないわけなので、そういうところに差が出てくるのはしょうがないと思いますけれども、その非正規の方で同じ、違う業種でというところでも大きな差があるということですか。

○小林委員

そうですね。やはり、現状この会においても製造のほうがある程度賃金が高い水準で話が進んでいるかと思うのですけれども。

○中村委員

そのところは景気の問題とか、製造の1個つくれば100円儲かるけれども、例えばこちらの小売の場合は、1個売ること1円だとか、というほどの違いがあるのだと思うのですね。そういうところの構造の問題もあったりするので、一概には言えないのかなという。

○小林委員

景気を考えた場合ですと、やはりどうしても製造のほうに流れてしまうとかというと、経済的にもゆがみが生じてくるかと思うのですね。流通小売のほうに人材がいなくなってしまうというバランスも悪くなってしまいますし、そういった部分も、最初に言った魅力を保って維持していくためにも、やはり特定賃金というのは必要なのかなという思いです。すみません、現場の話で。

○中村委員

そういう話を聞くといいかなと思って。

○小林委員

私も実際非正規の時間給で働いてきたのです。その中で、時間給でありながらスキルを身につけるために、社内資格ではありますけれども、トラベルアドバイザーというのを勉強して、それが賃金につながるわけではないのですけれども、自分の中でスキルを身につけることによって、接客してお客さんに喜んでいただけるという、自分なりのプライドじゃないですけれども、お客様をお迎えする体制として、そういった方たちが現状多く、売り場では働いていただいているので、そういう方たちの思いとして、最低賃金とは違うのだよということを書いてあげたいというのが、今総務に異動しての、そういった言葉を伝えたいです。

○中村委員

スキルの問題もあるのですけれども、たぶん、製造とかほかのいろいろなものはあると思いますけれども、その資格ということと今の接客とか、仕入云々というところのスキルなのですけれども、それが日本社会の中で認められた資格かというのと、それが賃金とかそうい

うものに値するかどうかというのは難しいと思うのですよ。

それは、例えば製造業でいうところの何級資格とか、技術何とか資格とか、それがあれば給料が上がるというような仕組みで、日本の社会にはそういうふうになっていると思うんですけども、そこがまだ法律で必要とされるようなスキルというのが、まだまだお金の結びついていくようなスキルとして、社会的に認められているかどうかというところちょっと疑問があったりするのですね。たぶん社内ではあたりはすると思うのです。承認だとか。そのところは即賃金に云々という議論は難しいのではないかなと、まだまだそこが成熟していないんじゃないかと思うのですけれども、そこは時間がかかるかと思います。

そのところがあるから、ほかと比べてお金の結びついてもらいたいのだというのは、まだまだちょっと違うのかなという気がします。何とも言えないですけども。

#### ○大久保委員

微妙なところなのですね。ただそれこそ国家資格とかそうやった資格として認められているということであれば、それこそ基本給にそこはプラスしてという考え方になるのが報酬になってくるのかなとは思いますが。

まっさらな状態で仕事として見ていただいたとき、たぶん小売業の仕事は多岐にわたっているのですが、実際にやっていない方からすると、物が入ってきたのをただ売るだけでしょうというようなイメージがどうしても拭えていないのは確かなのです。なので、おっしゃるとおりそういったところが不透明なところは否めないのは確かです。

ただ、やはり我々働いている人間からすると、非常に多岐にわたった仕事だったりスキルであったりということが求められています。国家資格こそ今の段階では、食品を売るときに調理師の免許はありますけれども、そこを特定最低賃金できちんと底上げをしてあげないと小売業で働く人たちに対して、もう少しプラスという部分で格差は求めていきたいなというところがあります。

#### ○小林委員

中村委員が、私が思っていたことを言っていたのですが、やはり小売が世の中で賃金につながらない弱い部分というのをおっしゃられていて、私、今本当に最もそういうふうにいるのです。弱い小売だからこそ特定最低賃金という言葉を残して、それを言い続けることによって小売という立場を少しでも世の中に知っていただければありがたいなと思います。

やはりなかなか小売が今、本当に弱い地位であるというのは現状、今まで全国で特定最低賃金として残っていないよと言われることに関しても、やはりもう見捨てられたという言い方は失礼ですけども、こういう議論するテーブルにも上がらないのかなというところ悲しく思いますので、

すみません、以上です。

#### ○昆部会長

いかがでしょうか。ほかに何かございましたら。

○笹委員

私も小売に携わる身として、時給を上げてあげたいというのは前々から言っている一人ですけれども、個人的に言うと、計量器とかはん用機とどうしてこんなに差があるのだということがありまして、今何でここは高いのと、今までの社会の経緯からあるのでしょうかけれども、小売をここら辺まで上げてあげる、最低賃金をここまで上げてあげるが一番やるべきことなのじゃないのかなと感じてまして、だからここで最低賃金とほとんど差がない各種小売という特定を論議するんじゃなくて、はん用とか計量器となぜここが違うのか、それがやはり小売の地位を上げていくという部分でも、一つ大切なんじゃないのかなと感じています。1円、2円では、もう議論する必要性はなくて、もっと先を見て議論したほうがいいのかというのを感じています。

○大久保委員

ありがとうございます。一理あると思います。ただ、考え方のそれぞれのところかなと思います。最低賃金がこの調子で、ガシガシと上がって行って、みんな埋没して最低賃金でいいじゃないかというのが全国的になるのであれば、そういった流れもあるかなと思いますが、今の段階で格差がついているのは事実というところと、あと景気の状況であったりいろいろあるかと思っています。そのときにあった格差というものがどうしても必要なかというのがあります。格差を1円でも2円でもつけておくことが労働側としては大事であると思っています。小さい差かもしれません。

またこれで景気が良くなるとか、小売業がすごく良くなるということがあればその差額も広げていくことになっていくのでしょうし、苦しいときは苦しいなりの格差というものがあるのかなと思います。

○昆部会長

ほかに御意見等ございか。

○中村委員

ここでこの部会として白黒つけるという決定方法ということになるわけですか。

○吉村委員

議事録としては残るとのことだと思います。

○昆部会長

いろいろあるかと思っています。もし双方の合意するところがございましたらそれを残す、もしないといえますか、平行線のようにでしたらそれぞれの御主張を議事録として残すという形もあるかと思っています。

○中村委員

先ほど大久保委員さんがおっしゃった、1円2円でもつけていくことが労働側としての考えというのは、それはそちらの考えとしてはそのとおりだと思うのですが、それを「はい、そうです」というわけにも、立場上言えないと思うので、そこら辺はたぶん平行線になっちゃうと思うのです。

○昆部会長

労側はいかがでしょうか。

○大久保委員

おっしゃるとおりだと思います。お互いの主張の譲れないところだと思うので、ここで出すべき結論ではなくて、来年度以降の話合いをしていただくときに、今年はこの話合いをしたのだよというところを記録として残してもらったところが大事なのかなと。来年あった、ではなくて、審議事項を見ていただいて、それぞれが双方の主張を読み取っていただいて審議に役立てていただければいいのかなと思います。

○中村委員

そのとおりだと思います。

○笹委員

おっしゃるとおり、小売の地位を上げていきたいと。

○中村委員

それはそうなのですが、分かりますけどね。

○大久保委員

現状とか、いろいろとしがらみがあると思いますので。

○吉村委員

私、全然対立が見えない感じです。お互い同じ主張をされているように非常に感じるので、こういう率直な話合いをできてよかったと思います、本当に。そんなに隔たりがあるということではないと思います。

○中村委員

観点が違うだけなので。

○昆部会長

では、そういたしましたら、原案ですけれども、例えば各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度特段の事情がない限り必要性の審議において、必要なしとするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても、労使双方が意見を交わすこのような部会は重要であり、必要性ありで部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する、例えばこのような案でしたらいかがでしょうか。

○中村委員

すみません、もう一回お願いします。

○昆部会長

すみません、早口で。各種商品小売の優位性はあまり認められないことから、次年度特段の事情がない限り必要性の審議において必要性なしとするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても、労使双方が意見を交わすこのような部会は重要であり、必要性ありで部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する。

○土井委員

十分だと思います。

○吉村委員

非常に労使協調で、良かったと思います。

○昆部会長

真摯なご議論ありがとうございました。

それでは、今の内容で、答申文（案）及び部会長報告（案）を事務局で作成していただいてもよろしいでしょうか。

では、作成の間、休憩といたします。

（ 休 憩 ）

○昆部会長

それでは、再開いたします。

配布ありがとうございました。

それでは事務局で、それぞれの案を朗読お願いいたします。

○荒河賃金指導官

それでは、事務局から朗読させていただきます。

長野地方最低賃金審議会会長 倉崎哲矢 殿、長野地方最低賃金審議会長野県各種商品小売業最低賃金専門部会部会長 昆万佑子、長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（報告）、当専門部会は、令和5年8月23日長野地方最低賃金審議会において付託された標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙1のとおり結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、令和5年10月23日長野労働局長に答申したことを報告する。また、次年度以降のあり方については別紙2のとおり報告する。なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。委員名は省略させていただきます。別紙1、別紙1につきましては、昨年度と変更があった部分についてのみ朗読させていただきます。4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間950円、6、効力発生の日、令和5年12月31日、指定日発効とする。

別紙2にまいります。次年度以降の在り方について、各種商品小売業の優位性はあまり認められないことから、次年度、特段の事情がない限り必要性の審議において、必要性なしとするのが妥当との意見があった一方、引上げ額が少額であっても労使双方が意見をかわすこのような部会は重要であり、必要性ありで部会開催を希望するとの意見があった旨を議事録として残し、第5回本審及び来年度の本審に同議事録の概要を報告する。

答申案について、朗読いたします。

長野労働局長 久富康生 殿、長野地方最低賃金審議会会長 倉崎哲矢、長野県各種商品小売業最低賃金の改正決定について（答申）、当審議会は、令和5年8月23日付け長野労働基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙1及び別紙2のとおり結論に達したので答申する。別紙1、別紙2については、報告文案と同様のため、省略させていただきます。

以上でございます。

○昆部会長

答申及び部会長報告につきまして、ただいまの文案でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の発言あり ）

○昆部会長

では、まずは答申することにいたします。

（ 部会長から労働基準部長に手交 ）

○柘植労働基準部長

一言お礼を申し上げたいと思います。まずもってですね、当部会の改正決定につきまして、答申をいただきまして誠にありがとうございます。

本年8月23日に長野労働局長から諮問を申し上げて以来、昆部会長はじめ各委員の皆様方には大変お忙しい中、最低賃金法の趣旨を踏まえられ、昨今の経済・雇用情勢下での改正にあたって、慎重かつ詳細な審議を重ねられ、本日ここに答申をいただきました。

私ども長野労働局といたしましては、この答申を踏まえまして、速やかに改正に関する諸手続きを進めてまいります。また、最低賃金はもとより、最低賃金引き上げに関する支援策である業務改善助成金の一層の周知を図るとともに、最低賃金の履行確保に努めて参ります。委員の皆様方にも、それぞれのお立場で引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ですがお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○昆部会長

つづきまして、当専門部会の審議結果につきましては、先ほどの部会長報告により審議会会長に報告することといたします。

その他、何かございますか。

事務局の方で、何かございますか。

○古畑賃金室長

ございません。

○昆部会長

労働者代表委員、いかがでしょうか。

○大久保委員

本当に有意義な時間をありがとうございました。

おかげで、使側の考えや、こちらが思っていることが十分に伝えられたと思ひまして、非常に有意義な時間をいただきまして、ありがとうございました。

○昆部会長

使用者代表委員、何かございますか。

○中村委員

今回ですね、特定の審議ということで、小売の関係ですね議論いただきまして、全会一致ということで、額を決定いただきまして、公益委員の方々、労働者委員の方々に感謝申し上げます。それぞれの立場から意見があろうかと思ひますけど、本件の地域産業を持続的に発展させなければいけない、そういう面からだというふうに思ひ承知しておりますので、よろしくお願ひいたします。こういう意味からですね、特定を含めて最低賃金制度というかあり方、今後どうするのかというのは、ちょうど変わり目にきているのではないかと、感じるかなと思ひしております。そういう意味では、今後につながるような議論をさせて



いただいたことは、ありがたかったと思っております。いずれにしても、双方が意見を言って、お聞きするということが、非常に重要なので、引き続きこういう形は、形というか意見を聴く部分は必要かなと思っております。引き続きよろしく願いいたします。

○昆部会長

皆様、大変真摯な充実したご議論をいただきありがとうございます。

大変お疲れさまでございました。

それでは、これで閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会